

短期滞在査証： 滞在半年の間の通算日数90日まで

短期滞在とは、シェンゲン協定加盟国内における継続した90日以内の滞在、または6カ月間に通算90日以内の滞在を指します。

短期滞在ビザが不要な方

以下の条件に該当する方は、シェンゲン協定加盟国内およびハンガリーへの入国はビザ不要です。

- 欧州連合（EU）および欧州経済領域の市民ならびにスイス国民
- 以下の国の国民: アルバニア*、アンドラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バルバドス、ボスニア*、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、イスラエル、マレーシア、モーリシャス、モナコ、ニカラグア、ニュージーランド、パナマ、パラグアイ、サンマリノ、バチカン市国、セーシェル、台湾（身分証明番号 Personal ID No 記載のパスポート保持者）、ウルグアイ、モンテネグロ*、マケドニア*、セルビア*
*印の国の国民は、生体認証パスポート保持者に限る
- 以下の国の国民：オーストラリア、ブラジル、大韓民国、アメリカ、日本、メキシコ、シンガポール、ベネズエラ、香港特別行政区パスポート保持者、マカオ特別行政区パスポート保持者

上記以外の国籍の方はビザが必要となりますが、日本でビザを申請する場合は日本の在留許可を持っている場合に限りです。

ビザの申請受付はご出発予定日の3か月前から15日前までです。もしご出発予定日まで15日未満の場合は受付することは出来ません。また場合によっては審査に2週間以上かかることがありますので出来るだけ早目の申請をお願いします。

申請は大使館窓口で手続きを行う必要があります。

申請受付は予約制ですので、以下のページからネットで予約を入れて下さい。

予約専用のページ：<https://konzinfobooking.mfa.gov.hu/home>

特に待合室などございませんので、予約の時間通りにお越し下さい。

5月から8月はビザ申請件数が大変多くご希望の日時に予約をお取りすることが出来ない場合もあります。この時期の予約は早目をお願いします。

ハンガリー大使館でシェンゲンビザを申請出来るのは以下のいずれかの場合です。

1. 滞在するのはハンガリーだけ
2. シェンゲン協定加盟国を数か国訪問するが、その中でハンガリーの宿泊数が一番多い
3. シェンゲン協定加盟国を数か国訪問するが、すべての国での滞在日数が同じで、その中で一番最初に滞在するのがハンガリー

提出書類などのご注意

申請の前に必ず以下の注意事項をご確認下さい。

- 申請用紙署名欄には必ずパスポートと同じ署名をして下さい。申請書以外の提出書類は提出

用にコピーを各一部お取りいただき、申請用紙と一緒にセットして提出して下さい。セットする時ホチキス止めはしないで下さい。提出書類の返却はいたしません。また原本がお手元にある場合は原本との照合をいたしますので一応窓口へお持ちください。ただし原本は照合が終わり次第お返しいたします。

- ▶ 提出書類に不備、または未提出のものがある場合は受付が出来ませんので必ずすべて揃えて提出して下さい。
- ▶ 審査の段階において、状況によっては他の必要書類が発生し、追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ▶ 提出書類は少なくとも英語のものが必要です。日本語だけの書類は必ず翻訳を併せて提出して下さい。この時の翻訳は御自身によるもので構いません。
- ▶ パスポートはビザ申請中は大使館でお預かりさせていただきますが、もし許可が下りてくるまでの間に海外に渡航するご予定やパスポートが必要になる場合は一旦お返しいたします。その場合はビザ発給にはパスポートが必要となりますので、それまでには再度提出をお願いします。
- ▶ ビザ申請料は当日申請にお越しいただいた時に窓口でクレジットカードでお支払いいただきますので、当日はクレジットカードを御持参下さい。またクレジットカードの暗証番号が必要になります。事前に確認の上御来館下さい。

必要な提出書類

1. パスポート原本とその情報面（顔写真や生年月日など記載）のコピー
 - ただしシェンゲン協定加盟国を出る日から3か月以上の残存が必要
 - ただしビザ用の余白のページが最低見開き2項必要
2. 申請用紙
3. 写真 1枚 3.5 x 4.5
 - カラー、背景無、半年以内に撮影されたもの
4. 日本の在留カードとその写し
 - 在留カードは日本に帰国する日までの有効期限が必要
5. 身分を証明するもの（以下のいずれか）
 - 在職証明書（英文）
 - 在学証明書（英文）
 - 主婦や子供の場合は夫や親からの英文ギャランティーレターとパスポートのコピー、レターにはパスポートと同じ署名が必要
6. 渡航目的を証明するもの
 - 商用の場合（会社からの推薦状と現地企業からの招待状）
 - 学会参加の場合（学会参加がわかる書類と学会からの招待状）
 - 観光の場合は旅行会社からの予約証明書（個人旅行の場合はなくてもよい）
 - 主婦や子供の場合は夫や親からの証明（5のレターと同じでもよい）
7. 旅行日程
 - 詳細は不要だが大まかな日程がわかるもの。
8. 航空券の予約確認書

- 旅行会社または航空会社発行の予約確認書
- 9. 宿泊先の予約確認書または証明書
 - 申請者の御名前で予約が入っている予約確認書
 - ハンガリーだけでなく、シェンゲン協定加盟国内滞在中すべての予約が必要
- 10. 滞在中の旅行費用をカバーできる経済能力を証明する書類
 - 英文銀行残高証明書または通帳のコピー（目的にかかわらず必ず提出）
 - 商用の場合会社からの保証レター
 - 大学生で学会に参加する場合、大学が費用を負担することの保証レター
 - 主婦や子供の場合は夫や親の名義の銀行残高証明書でも可能ですが、その場合は費用を負担することの英文同意書（これは5のレターと同じでもよい）を提出
- 11. 海外旅行保険
旅行期間すべてをカバーする海外旅行保険が必要。
クレジットカードに付帯する保険は個人名義入りの保証書を提出。
- 12. ビザ申請料
ビザ申請料申請は当日窓口でクレジットカードでお支払いいただきますので、クレジットカードを必ず御持参下さい。
- 13. レターパックプラスの封筒
郵送での受領をご希望の場合ご用意下さい。封筒には必ず宛先の住所をご記入ください。
- 14. 18歳未満の申請者の場合
両親の同意書とパスポートの写し（同意書にはパスポートと同じ署名が必要）
同意書のフォームが必要な場合はメールでご請求ください。
アドレス : consulate.tio@mfa.gov.hu

短期滞在ビザ不要の国

- アルバニア（バイオメトリック・パスポートの場合に限る）
- アンドラ
- アンティグア・バーブーダ
- アルゼンチン
- オーストラリア
- バハマ
- バルバドス
- ボスニアヘルツェゴビナ（バイオメトリック・パスポートの場合に限る）
- ブラジル
- 香港英国海外国民旅券
- ブルネイ・ダルサラーム
- カナダ
- チリ

- コスタリカ
- クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（バイオメトリック・パスポートの場合に限る）
- グアテマラ
- 法王聖座
- ホンデュラス
- 香港（香港特別行政区 HKSAR 旅券の場合に限る）
- イスラエル
- 日本
- マカオ（マカオ特別行政区政府発行のパスポートに限る）
- マレーシア
- モーリシャス共和国
- メキシコ
- モナコ公国
- モンテネグロ共和国（バイオメトリック・パスポートの場合に限る）
- ニュージーランド
- ニカラグア
- パナマ
- パラグアイ
- サルバドール
- サンマリノ
- セルビア（バイオメトリック・パスポートの場合に限る）
- セイシェル
- シンガポール
- 韓国
- セントクリストファー・ネイビス
- 台湾（ID カード番号の記載のあるパスポートの場合に限る）
- アメリカ合衆国
- ウルグアイ
- ベネズエラ